

第 1 委員会報告資料

- 公共工事における業者の不祥事に係る再発防止の取組みと
ペナルティのあり方について
- 福岡市における「総合評価方式」の検証について

平成 3 1 年 2 月
財 政 局

公共工事における業者の不祥事に係る再発防止の取組みとペナルティのあり方について

【1】(株)西中洲樋口建設の一連の行為に対する福岡市の対応

建設業法に定める手続き等に違反した行為に対して、以下のとおり、対応を行った。

○市の競争入札有資格者名簿から平成30年6月25日付で抹消。

○一連の行為に対して、継続中の3件の工事請負契約（下表参照）について、7月25日付でJVから脱退。

件名	工期	備考
南部工場解体工事	H28.9.21～H31.3.15	
平成29年度公営住宅（下山門住宅その1地区）新築工事	H30.2.23～H31.9.15	
アイランドシティ地区小学校（仮称）校舎棟新築工事	H29.10.1～H30.12.10	施設整備公社 発注

※総合体育館整備運営事業におけるSPCの株主からは、平成30年11月30日付で脱退。

【2】再発防止の取組み及びペナルティのあり方について

1 再発防止の取組みについて

(1) 登録内容の変更があった場合の届出の徹底など

①変更届の速やかな提出の徹底（取組み中）
・登録業者に対する周知文書を、HPに掲載および契約課前の掲示板へ掲示（平成30年9月3日から実施）。

②契約時の資格確認の徹底（取組み中）
・有効な建設業の許可を有すること、許可の取消要件に該当した場合などは直ちに市に報告すること等を誓約する文書を、契約時に、落札業者から徴取（平成30年11月1日から実施）。

③競争入札参加資格審査申請事務規程を整備
・建設業の許可が取り消された場合に、職権により登録名簿から抹消できる規定を設ける。
・届出義務を明文化するとともに、不履行の場合の取扱い、罰則を設ける。

(2) 関係機関による情報提供の仕組みづくり

①廃業による建設業の許可取消情報の公告（取組み中）
福岡県に文書で実施を要請した結果、定期的に県のHPに掲載（平成30年9月3日から実施）。

②福岡県に対し、建設業法に係る不利益処分について、メーリングリストによる情報提供の仕組みを設けるよう協議中。

③福岡県に対し、建設業の許可業者が、許可の欠格事由に該当したこと等の情報を収集する制度の構築を提案。

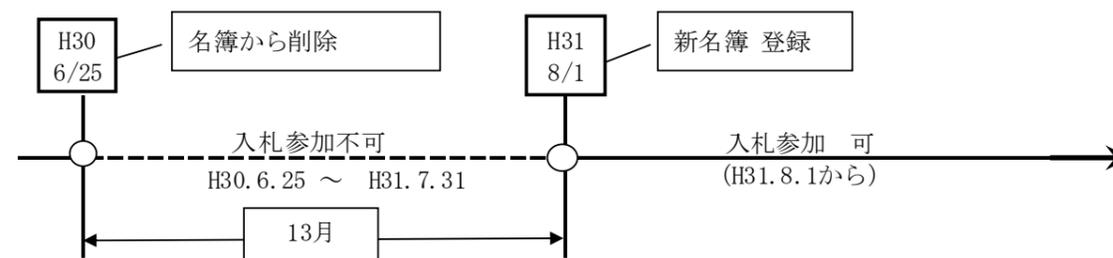
2 ペナルティのあり方について（平成31年8月1日から運用予定）

(1) 措置の強化等（福岡市競争入札参加停止等措置要領の改正）

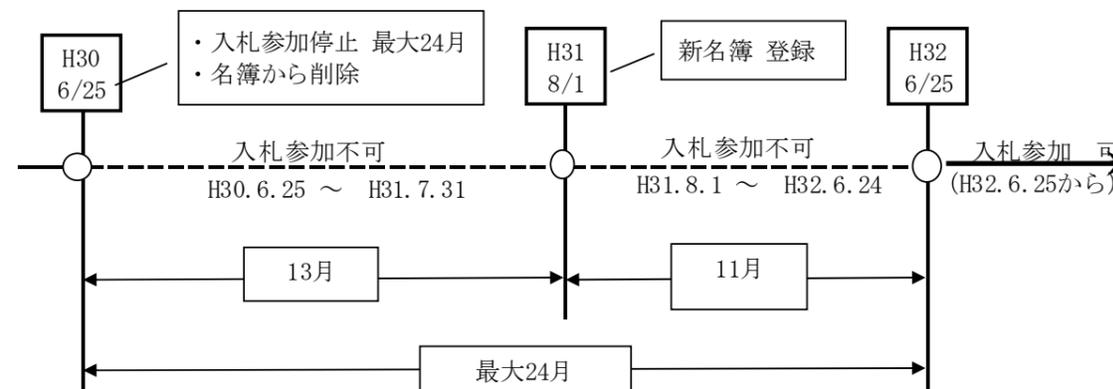
- ① 競争入札有資格者名簿からの削除事由と措置すべき事由が同時に生じた場合は、競争入札参加停止措置を行ってから、競争入札有資格者名簿から削除を行うよう規定。
- ② 競争入札参加停止措置後に競争入札有資格者名簿から削除された者の下請参入を禁止
- ③ 競争入札有資格者名簿から削除された者が、名簿に再登録した時、未消化の競争入札参加停止措置期間を継続適用
- ④ 不正又は不誠実な行為を行った者に対する競争入札参加停止措置期間の延長
改正前 1月以上 9月以内
改正後 2月以上 12月以内
- ⑤ 欠格事項等の報告義務に違反した者に対する競争入札参加停止措置期間を延長（2倍まで）。

※平成30年6月25日付で競争入札参加停止となった場合の比較

《現行制度により措置した場合》



《見直し後の制度により最大24月の競争入札参加停止措置した場合》



(2) JV構成員に対する連帯責任（福岡市共同企業体事務取扱要領の改正）

JV構成員が、他のJV構成員の不祥事を認知した場合の報告義務規定を設けるとともに、報告義務を怠った者に対して競争入札参加停止措置を構じる。

(3) 総合評価におけるペナルティの適用

競争入札参加停止等措置要領の措置要件に該当する者を対象とする減点制度を設けることで、不誠実な行為等の再発防止に努めるとともに、更なる公共工事の品質確保を図る。

ペナルティの適用期間は、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日として、競争入札参加停止期間と同期間とする。

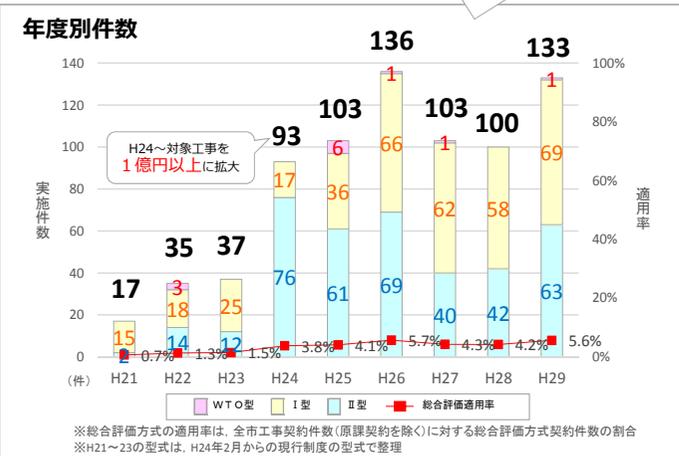
※ 措置を強化する一方で、公共工事を円滑に遂行し、その目的物である社会資本等の整備を滞りなく行う観点から、原則として、契約解除等をペナルティとして課さない。

福岡市では、平成21年6月より、工事の請負契約に係る一般競争入札及び一部の制限付一般競争入札において、「総合評価方式」により落札者を決定することで、公共工事の品質確保と企業の技術力向上に努めている

導入から10年目を迎えるにあたり、これまでの取組みの成果や課題を検証するとともに今後の方向性について報告するもの

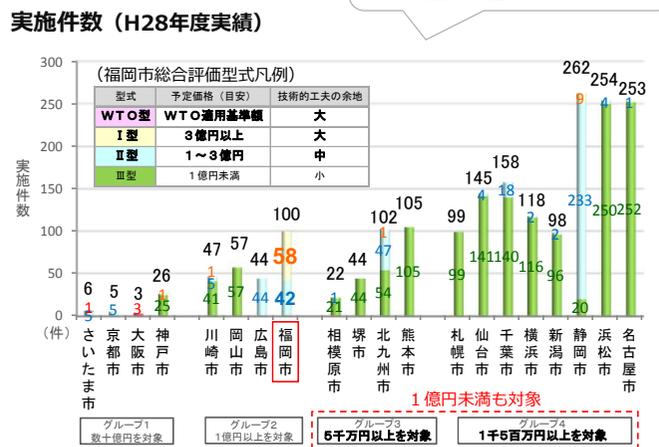
1. 実施状況

110件程度/年実施
適用率約5%



2. 他都市との比較

他都市では、
1億円未満も対象にしており、
簡易なII型・III型の適用割合が高い



3. 社会情勢の変化など

- 品確法の改正 (H26年6月施行)
 - 技術提案やその評価等に係る受発注者の負担軽減
 - 若手技術者の育成・確保や災害時の体制等を評価
 - 総合評価方式における低入札価格調査基準の設定
- 他都市の先進事例
 - 一つの技術資料で複数の工事に入札参加できる方式
 - 若手技術者・女性技術者等の配置の評価
 - ICT活用工事の評価

4. 今後の方向性

成果・課題	導入の成果	<ul style="list-style-type: none"> 工事成績評定点の上昇 (導入前71.9点 ⇒ 導入後74.9点) くじ引きの大幅な回避 (価格競争43% : 総合評価1%)
	運用上の課題	<ul style="list-style-type: none"> 国、他都市では簡易な型式が主流 入札参加者の減少 (1億円に導入時:11.1者 ⇒ H29:4.2者) 総合評価の入札へ参加のない企業:47% " で受注のない企業:25%
	制度上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ダンピング受注の防止 技術提案の公表範囲の制限 提案内容の標準化 不誠実な企業への対応
	建設業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 担い手不足, 若手入職者の減少 生産性の向上

将来にわたるインフラの品質確保と
その担い手の育成に向けて

今後の方向性(案)

方向性 1	公共工事の更なる品質確保 ① 総合評価方式の1億円未満への拡大 (短期) ② 一般的になった技術提案の標準案への採用 (短期)
方向性 2	入札参加者の負担軽減 ③ 技術提案に係る負担を軽減した型式の適用拡大 (短期) ④ 一つの技術資料で複数の工事に参加できる一括審査方式の導入 (短期)
方向性 3	制度・手続きの更なる適正化 ⑤ 低入札価格調査制度等の適用の検討 (短期) ⑥ 競争入札参加停止等措置を受けた企業への減点評価 (短期) ⑦ 更なる透明性の確保に向けた検討 (継続)
方向性 4	建設業の担い手確保と生産性の向上 ⑧ 若手・女性技術者等の評価, 受注が少ない企業への配慮の検討 (中期) ⑨ 地域の安全・安心を担う災害対策協力企業の評価拡充 (短期) ⑩ ICT活用工事の評価の検討 (中期)

制度改定(平成31年8月1日より順次)
(中期継続項目を除く)